



投資信託説明書（交付目論見書）

2026年9月9日

アムンディ円建債券アクティブ・ファンド （ダイワ投資一任専用）

追加型投信／国内／債券

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産（投資信託証券（債券 一般））	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

※当ファンドは、ダイワファンドラップ アクティブ・シリーズを構成するファンドの1つです。

くわしくは販売会社にお問合せください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ円建債券アクティブ・ファンド（ダイワ投資一任専用）」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月8日に関東財務局長に提出しており、2026年9月9日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



- 委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号
・ホームページ <https://www.amundi.co.jp>
・お客様サポートライン 050-4561-2500（営業日の9:00～17:00）
- 受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
株式会社りそな銀行

- 〈委託会社の情報〉
- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 委託会社名 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| 設立年月日 | 1971年11月22日 |
| 資本金 | 12億円（2026年6月末現在） |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 3兆2,295億円
(2026年6月末現在) |

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として円建ての公社債に投資し、投資信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

- 当ファンドの購入の申込みを行う投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 円建ての公社債への投資については、市場の方向感にとらわれず、債券本来の性質に着目した、ボトムアップアプローチに基づくアクティブ運用を行います。

- 「3つの戦略」に適切なリスク配分を行うことにより、着実な収益の獲得をめざします。

■ イールドカーブ戦略

- ▶ 異なる種類のイールドカーブ・ポジションを組み合わせ、リスク・リターン効率の最大化をめざします。また、金利動向に左右されにくい安定した収益の獲得をめざします。

*イールドカーブとは、債券の残存期間と利回りの関係をグラフ化した曲線のことです。

■ クレジット戦略

- ▶ 円建外債、ユーロ円債を中心とした短期ラダーポートフォリオを構築し、流動性リスクに配慮しつつ収益の安定化を図ります。

*ラダーポートフォリオとは、残存期間の異なる債券に、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同額になるように投資する運用手法です。

■ 住宅ローン担保証券(RMBS)戦略

- ▶ 高い格付、相対的な好利回りを持つRMBSに投資し、超過収益の獲得をめざします。

*RMBS(Residential Mortgage Backed Securities)とは、個人向け住宅ローンを担保とした証券化商品です。

- NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

*NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

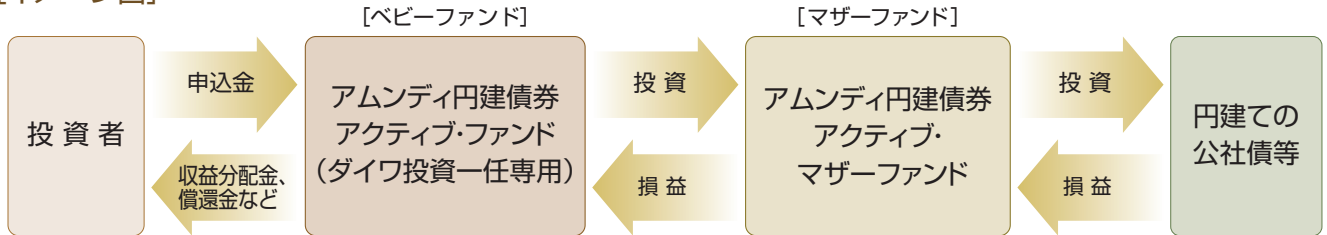
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

【イメージ図】



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
なお、円建ての公社債等に直接投資することがあります。

3 原則として、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

(注)第1期計算期間は、2017年6月15日までとします。

〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ③ 収益の分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

● 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りします)。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として円建ての公社債など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

金利変動リスク	債券は、一般的に金利変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資しますので、金利変動によりファンドの基準価額も変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、償還までの期間が長い債券ほど金利変動に対する債券の価格の感応度が高く、金利が上昇した場合に債券価格の下落幅は大きくなる傾向があります。
信用リスク	ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況、財務状況等が悪化した場合またそれが予想された場合、もしくはこれらに関する外部評価の変化を含む信用状況の悪化等の影響により、債券の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却または取得する際に市場に十分な流動性がない場合においては、市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るおそれがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
その他	RMBSは、住宅金融支援機構等が発行する個人向け住宅ローンを担保とした証券化商品であるため、住宅ローン利用者からの返済に伴い、繰上償還されます。繰上償還の増減がRMBSの価格に影響を及ぼす可能性があります。また、住宅金融支援機構等や証券化商品等に関わる法令等が変更された場合、ファンドの基準価額に影響を受ける可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

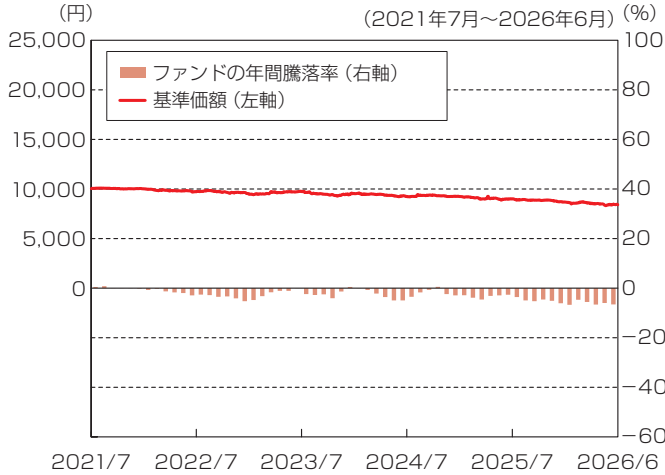
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 流動性リスクに関する留意事項
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

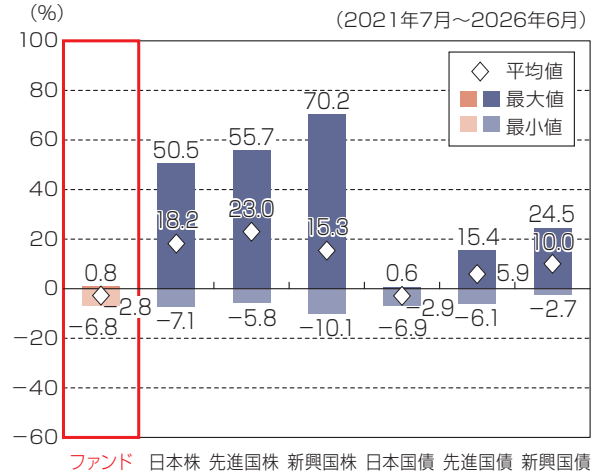
- ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

参考情報

①ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは、2021年7月から2026年6月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRFC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRFCに帰属します。

先進国債

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

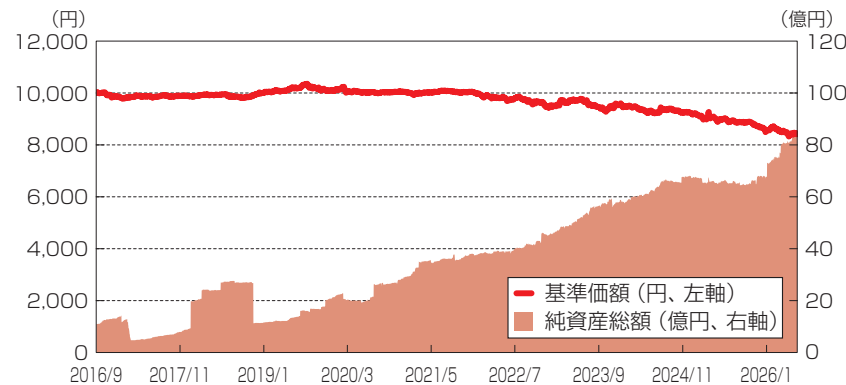
新興国債

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

基準価額・純資産の推移



*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	8,408円	純資産総額	83.6億円
------	--------	-------	--------

分配の推移

決算日	分配金(円)
6期(2022年6月15日)	0
7期(2023年6月15日)	0
8期(2024年6月17日)	0
9期(2025年6月16日)	0
10期(2026年6月15日)	0
設定来累計	0

*分配金は1万口当たり税引前です。
*直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

*ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

◆資産構成

資産	比率(%)
債券	99.09
現金等	0.91
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
*現金等には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆その他の資産

資産	比率(%)
先物	0.00

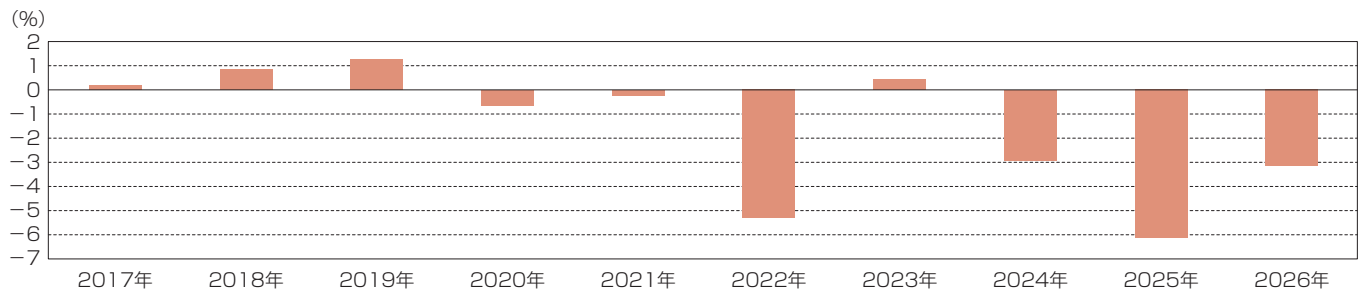
*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

◆組入上位10銘柄(アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド)

	銘柄名	クーポン	償還日	比率
1	第377回利付国債(10年)	1.200%	2034年12月20日	7.80%
2	第382回利付国債(10年)	2.400%	2036年3月20日	5.10%
3	第380回利付国債(10年)	1.700%	2035年9月20日	4.99%
4	第381回利付国債(10年)	2.100%	2035年12月20日	4.27%
5	第482回利付国債(2年)	1.300%	2028年3月1日	4.24%
6	第484回利付国債(2年)	1.400%	2028年5月1日	3.65%
7	第150回利付国債(20年)	1.400%	2034年9月20日	3.60%
8	第185回利付国債(5年)	2.000%	2031年3月20日	3.50%
9	第379回利付国債(10年)	1.500%	2035年6月20日	3.36%
10	第182回利付国債(20年)	1.100%	2042年9月20日	3.17%

*比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*2026年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

 購入時	購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
	購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額とします。
	購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
 換金時	換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
	換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額とします。
	換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込み について	申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時まで購入・換金のお申込みができます。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものとします。)
	購入の申込期間	2026年9月9日から2027年3月8日までとします。 (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	設 定 日	2016年9月26日
	換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
 その他	信 託 期 間	無期限とします。(設定日:2016年9月26日)
	繰 上 償 還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めたとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
	決 算 日	年1回決算、原則として毎年6月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。 第1期決算日は、2017年6月15日とします。
	収 益 分 配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 (注)ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。
	信託金の限度額	1兆円です。
	公 告	日本経済新聞に掲載します。
	運 用 報 告 書	毎年6月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
	課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購 入 時 手 数 料	ありません。	—
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	—

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

(年率)

		料 率 等		費 用 の 内 容
		新発10年国債 利回り2%未満	新発10年国債 利回り2%以上	
運 用 管 理 費 用 (信託報酬)(注1)		0.363% (税抜0.33%)	0.495%以内 (税抜0.45%以内)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて、毎日、費用計上されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
配 分 (税抜) (注2)	委託会社	0.25%	0.32%以内	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価です。
	販売会社	0.05%	0.10%以内	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価です。
	受託会社	0.03%	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料		(注3)	(注3)	・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)(投資信託財産の純資産総額に対して年率0.055%(税抜0.05%)相当額を上限として、毎日、費用計上されます。) ・投資信託財産に関する租税 等

(注1) 信託報酬率は、毎計算期間開始日の前月末における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社が発表する終値)に応じて、当該計算期間開始日より計算期間末日まで上記の通りとします。

(注2) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注3) 「その他の費用・手数料」の合計額は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

※ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は2026年4月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

(対象期間:2025年6月17日～2026年6月15日)

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.40%	0.36%	0.04%

- ※対象期間中の運用管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。